

村山家の沿革

西暦	年号	できごと
一六八三	天和 三	初代伝兵衛は能登国羽咋郡安部屋村で誕生する。
一七〇〇	元禄 一三	一八才頃松前に渡海し、家中工藤八郎衛門方に宿請にして城下での商業活動を開始し、やがて松前馬形町古谷勘左衛門の娘れんの養子となつて城下に籍をもつ藩御用の廻船業で村山家の基礎を築く。
一七〇六	宝永 三	場所請負人となり、本店を松前に置く『ルルモツペ・ソウヤ場所』を請負う。 その後明和初年までにマシケ・ハママシケ・アツタ・イシカリ・リブンシリを次々請負う。この頃、店印を 十五屋号を阿部屋とする。
一七五〇	寛延 三	『宗谷・留萌場所』を請負う。 この頃、鮭地曳き網を導入しアイヌに使い方を教え生産向上を高める。
一七五一	宝暦 一	海鼠(ナマコ)を取るためハツシヤクの使用法をアイヌに教える。『増毛場所』を請負。
一七五七	宝暦 七	初代伝兵衛没す。 (享年 七十五歳) 松前専念寺三代目伝兵衛直舊が二十一才で阿部屋村山家を継ぐ。
一七五九	宝暦 九	松前の問屋株を手に入れる
一七六五	明和 二	『しゃつぼろ場所』を請負う。
一七七一	明和 八	松前藩よりカラフト島の探検を命じられる。
一七七三	安永 二	松前藩からカラフト漁場調査を命ぜられ、持船二隻に藩士らに乗せ松前を出帆、漁場調査のかたわらアイヌに新しい漁獲法を教える。
一七七四	安永 三	三代目伝兵衛は初代伝兵衛の父伝太夫の五十回忌に郷里の菩提寺(西念寺)に山丹錦で作った七条の袷袋を寄進する。
一七八〇	安永 九	苗字帯刀を許される。
一七八二	天明 二	町奉行下代兼町年寄を命じられ俸禄米二十俵を賜る。
一七八三	天明 三	飛騨屋宗谷場所契約二十五年間延期され、伝兵衛が下請負を続ける。
一七八四	天明 四	四代目専八(伝吉)『石狩・厚田場所』を請負。
一七八八	天明 八	飛騨屋の後を継ぎ七年間石狩

西暦	年号	できごと
一七八九	寛政 一	山(漁岳・札幌岳)の蝦夷檜の伐採を許可される。
一七九〇	寛政 二	国後・目梨争乱の後、飛騨屋請負の宗谷 国後 霧達布厚岸 釧路の五場所が松前藩の直営となり差配を伝兵衛に命じる。
一七九二	寛政 四	宗谷場所から分設して『斜里場所』が開設、伝兵衛が運上屋差配人となる。 『カラフト場所』を請負う。
一八〇五	文化 二	松前に大暴風雨、持船・雇船二十二艘を破損多大な損害。 この頃最盛期、三十五場所を請負い『日本長者番付』に名を残す。所有した船はのべ百二隻に及んだ。
一八一五	文化 二	三代目伝兵衛隠居する。
一八一八	文化 一	六代目伝兵衛直之が二十才で後を継ぎ、問屋株を得る。
一八二二	文化 四	六代目伝兵衛(喜右衛門)は伊達林右衛門・栖原屋半助と共に『石狩場所』請負を命じられる。(その後伊達・栖原屋の返上により阿部屋村山が単独経営となり安政四年まで継続) 三代目伝兵衛没す。
一八二五	文化 二	(享年 七十六歳) 松前専念寺村山家船中代表者栖原半助と米屋孫兵衛とが、石狩弁天社に大阪から運んだ御影石製の鳥居を寄進。(現八幡神社)
一八二八	文政 一	石狩場所の全てを六代目村山伝兵衛が請負う。
一八三二	文政 四	これを祝い石狩弁天社を再興し村山家の守り神とする。
一八三三	天保 二	この頃、六代目村山伝兵衛がオタネ浜に一漁場を開く。 松前藩が この年より十年間『石狩場所』を村山伝次郎(分家)に『いしかり十三場所』を村山伝四郎に請負わせる。
一八三二	天保 二	この頃 銭函から石狩河口にかけてホツキ貝を散布・移植する。場所請負契約が改正され、石狩場所各所の運上屋が廃止され、石狩川河口にあった「元小屋」の1ヶ所にまとめられた。 請負人は村山家であったが実権は栖原屋にあった。

一八三三	天保 四	松前藩が新屋武八から引き上げたスツキ場所、シマコマキ場所を村山伝次郎に差配させる。	樽所在の漁場、蔵などすべて封印される。 石狩本陣の取扱いが伝次郎から山田文右衛門にかわる。 開拓使により場所請負廃止され官捌きがなされる。 維新政府軍の福山城回復後、9月、金八郎直栄は元席中の間席を申し付けられる。
一八三五	天保 六	六代目伝兵衛直之は松前藩主良広(十五代)より、一代中の間席、俸禄百一〇石を賜る。同じく、一代中の間席、俸禄百五〇石を賜る。	村山家石狩転出に伴う「十二ヶ条の心得書」が出される。 石狩弁天社を村山家所有地に移す。(現在地)
一八四三	天保一四	永々中の間席、俸禄百五〇石で中小姓を賜る。	家運挽回が困難となり、井尻半左衛門に村山家の整理を頼む。 石狩・西濱・貞寧等三場所を明治八年より向七ヶ年井尻家に貸す。
一八四五	弘化 二	石狩川が氾濫して堤防が破壊する。村山伝次郎は越後から治水に長じた者十名を雇って修築にあたる。 (石狩川治水の始まり) 修築は安政四年まで一〇余年間に及んだ。	二代目伝次郎「ソノ」の夫没す。
一八五四	安政元年	石狩場所請負の改正がなされたが引続き伝次郎が請負う。村山家は一七八一(元明元年)から一八五四(安政元)年までの七十四年間に亘り、毎年福山の中等以下の住人に塩鮭三百五十本を贈った。 村山家はこの年まで石狩川河口渡船を請負った。 村山家は安政元年より翌二年に亘り石狩 札幌間(幅七尺)と石狩 銭函間(幅六尺)の新道の開鑿をした。 伝次郎は星置 島松間の道路を開削。銭函 千歳間開く 石狩改革が行われる。 幕府は石狩場所請負を廃止し箱館奉行の直轄地となる。 伝次郎は一出稼漁業者として数ヶ所の漁場を割当てられる。経営の本拠であった運上屋(元小屋)が本陣にされ、通行人数の取扱を命じられる。 六代目伝兵衛直之没す。 (享年 八十一歳)	井尻家に貸していた石狩の鮭漁場(貞寧・大網・川尻)が全部村山家に返却される。 七代目金八郎直栄没す。 (享年 六十三歳) 三代目伝次郎(妻コト)の長男栄蔵は小樽区裁判所において本家八代目として登録される。 (栄蔵 十七歳) 二代目伝次郎妻其没す。 (享年 七十二歳) 八代目栄蔵家、石狩を去り小樽へ転居。
一八五七	安政 四	石狩改革が行われる。	村山栄蔵の末妹貞(二十歳)が小樽浄心寺住職島彰嫁ぐ。 この際村山家より浄心寺に山丹錦(蝦夷錦)で作った七条の袈裟を寄進する。 三代目伝兵衛が北海道拓植功勞者として従五位を贈られる。
一八五八	安政 五	幕府は石狩場所請負を廃止し箱館奉行の直轄地となる。 伝次郎は一出稼漁業者として数ヶ所の漁場を割当てられる。経営の本拠であった運上屋(元小屋)が本陣にされ、通行人数の取扱を命じられる。 六代目伝兵衛直之没す。 (享年 八十一歳)	村山栄蔵は郷社石狩八幡神社に石鳥居(文化十年建立)を寄贈する。
一八六六	慶応 二	六代目伝兵衛直之没す。 (享年 八十一歳)	札幌神社(現北海道神宮)境内「開拓神社」が創立され、村山伝兵衛ら三十六柱が祭られる。 村山家は石狩弁天社に係わる一切の件を花田宮司と総代一任した。
一八六八	明治元年	十二月、幕府脱走軍(榎本軍)が伝次郎に改めて石狩場所請負を命じ、運上金二千五百兩の即納を求めた。 これに対し伝次郎は辞退したが聞き入られず、結局六百兩を納めた。 榎本軍の敗北により伝次郎は箱館に召出され、捕縛されて尋問をうけ、松前・石狩・小	「石狩弁天社」石狩町文化財第一号に指定される。 十代目にあたる村山耀一石狩に転居する。
一八六九	明治二年	榎本軍の敗北により伝次郎は箱館に召出され、捕縛されて尋問をうけ、松前・石狩・小	
一八七〇	明治 三	村山家石狩転出に伴う「十二ヶ条の心得書」が出される。 石狩弁天社を村山家所有地に移す。(現在地)	
一八七四	明治 七	家運挽回が困難となり、井尻半左衛門に村山家の整理を頼む。 石狩・西濱・貞寧等三場所を明治八年より向七ヶ年井尻家に貸す。	
一八七五	明治 八	二代目伝次郎「ソノ」の夫没す。	
一八八〇	明治一三	井尻家に貸していた石狩の鮭漁場(貞寧・大網・川尻)が全部村山家に返却される。 七代目金八郎直栄没す。 (享年 六十三歳) 三代目伝次郎(妻コト)の長男栄蔵は小樽区裁判所において本家八代目として登録される。 (栄蔵 十七歳) 二代目伝次郎妻其没す。 (享年 七十二歳) 八代目栄蔵家、石狩を去り小樽へ転居。	
(享年 五十二歳)			
一八八四	明治一七	村山家は石狩場所請負を請負う。村山家は一七八一(元明元年)から一八五四(安政元)年までの七十四年間に亘り、毎年福山の中等以下の住人に塩鮭三百五十本を贈った。 村山家はこの年まで石狩川河口渡船を請負った。 村山家は安政元年より翌二年に亘り石狩 札幌間(幅七尺)と石狩 銭函間(幅六尺)の新道の開鑿をした。 伝次郎は星置 島松間の道路を開削。銭函 千歳間開く 石狩改革が行われる。 幕府は石狩場所請負を廃止し箱館奉行の直轄地となる。 伝次郎は一出稼漁業者として数ヶ所の漁場を割当てられる。経営の本拠であった運上屋(元小屋)が本陣にされ、通行人数の取扱を命じられる。 六代目伝兵衛直之没す。 (享年 八十一歳)	
一九〇〇	明治三三	六代目伝兵衛直之没す。 (享年 八十一歳)	
一九〇八	明治四一	八代目栄蔵家、石狩を去り小樽へ転居。	
一九〇九	明治四二	村山栄蔵の末妹貞(二十歳)が小樽浄心寺住職島彰嫁ぐ。 この際村山家より浄心寺に山丹錦(蝦夷錦)で作った七条の袈裟を寄進する。 三代目伝兵衛が北海道拓植功勞者として従五位を贈られる。 村山栄蔵は郷社石狩八幡神社に石鳥居(文化十年建立)を寄贈する。	
一九一五	大正 四	札幌神社(現北海道神宮)境内「開拓神社」が創立され、村山伝兵衛ら三十六柱が祭られる。 村山家は石狩弁天社に係わる一切の件を花田宮司と総代一任した。	
一九二〇	大正 九	村山栄蔵は郷社石狩八幡神社に石鳥居(文化十年建立)を寄贈する。	
一九三八	昭和二三	札幌神社(現北海道神宮)境内「開拓神社」が創立され、村山伝兵衛ら三十六柱が祭られる。 村山家は石狩弁天社に係わる一切の件を花田宮司と総代一任した。	
一九四八	昭和二三	村山家は石狩弁天社に係わる一切の件を花田宮司と総代一任した。	
一九六七	昭和四二	「石狩弁天社」石狩町文化財第一号に指定される。 十代目にあたる村山耀一石狩に転居する。	
一九八五	昭和六〇		